

1. 労働組合の組織状況

府内の労働組合員数の減少が続き、推定組織率は19.9%に低下

我が国の労働組合について、厚生労働省の労働組合基礎調査報告によると、平成16年6月30日現在、全国の労働組合数は6万2,085組合（単位組合）、労働組合員数は1,030万9千人であり、前年に比べて、組合数が1,150組合（1.8%）の減少、組合員数は22万2千人（2.1%）の減少となっている。

また、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は19.2%となり、前年の19.6%に比べ0.4ポイント低下し、戦後最低を更新する結果となった。

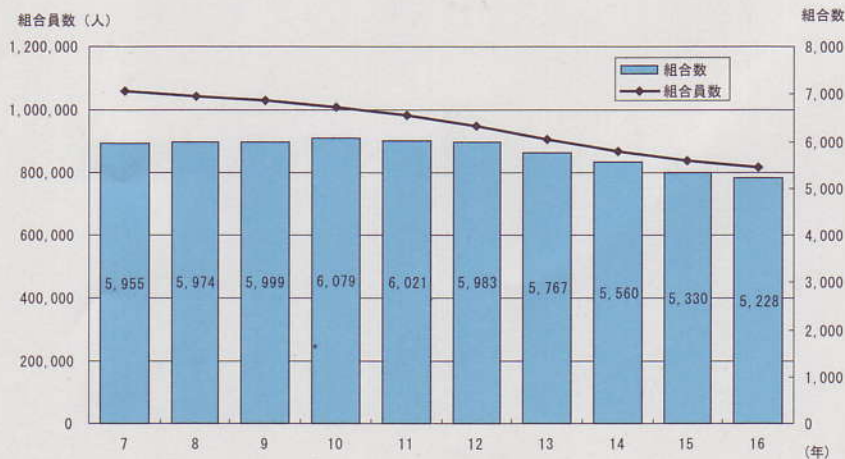
大阪府総合労働事務所が、平成16年6月30日現在で実施した「労働組合基礎調査」によると、府内の労働組合数は5,228組合で、前年（5,330組合）に比べて102組合（1.9%）減少した。また、組合員数は81万9,068人で、前年（83万9,395人）に比べ2万327人（2.4%）減少した（図表5-1）。

また、府内の推定組織率は19.9%となり、前年の20.4%に比べ0.5ポイント低下した。（図表5-2）。

産業別の状況を見ると、労働組合員数は、製造業が

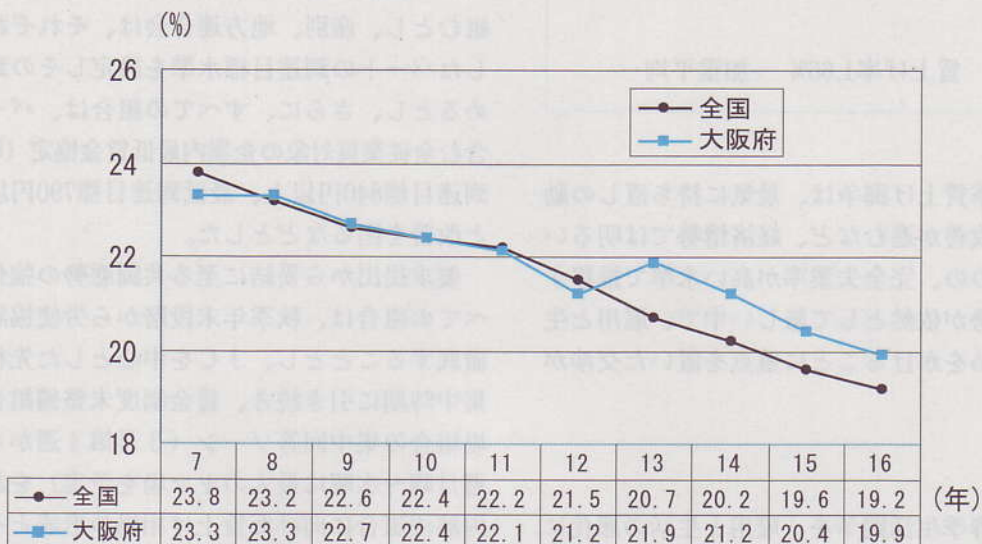
22万8,366人と最も多く全体の27.9%を占めている。次いで、卸売・小売業の10万9,914人（全体の13.4%）、運輸業の9万6,863人（同11.8%）、公務の6万7,993人（同8.3%）の順となっている（図表5-3）。

図表5-1 労働組合数及び組合員数の推移（大阪府）



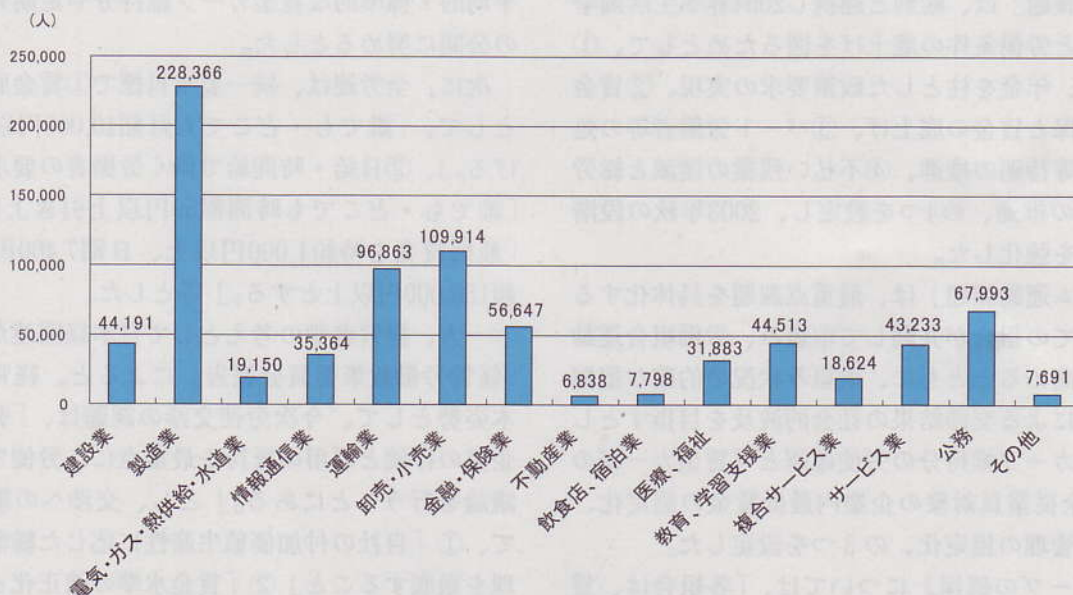
資料出所：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」

図表 5 - 2 推定組織率の推移



資料出所：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」

図表 5 - 3 産業別労働組合員数（大阪府）



資料出所：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」

2. 春季賃上げ

16年賃上げ

妥結額 4,961円 賃上げ率1.66% —加重平均—

(1) 概況

平成16年の春季賃上げ闘争は、景気に持ち直しの動きや企業業績の改善が進むなど、経済情勢では明るい面が見られるものの、完全失業率が高い水準で推移するなど、雇用情勢が依然として厳しい中で、雇用と生活の悪化に歯止めをかけることに重点を置いた交渉が展開された。

(2) 労使の主張

連合は、2004春季生活闘争を「雇用と生活の悪化に歯止めをかけ、働き方の改善と労働条件の底上げを図る闘い。」と位置づけ、とりわけ、「中小・地場組合の共闘強化」に取組むとし、『2004春季生活闘争方針』として、4つの最重点課題とその具体化に向けた3つのミニマム運動課題を設定した。

「最重点課題」は、産別と連携し2004春季生活闘争の環境整備と労働条件の底上げを図るためとして、①景気、雇用、年金を柱とした政策要求の実現、②賃金カーブの確保と賃金の底上げ、③パート労働者等の処遇改善と均等待遇の推進、④不払い残業の撲滅と総労働時間短縮の推進、の4つを設定し、2003年秋の段階から取組みを強化した。

「ミニマム運動課題」は、最重点課題を具体化するため、すべての組合が共闘して取組み、労働組合運動の求心力を高めるとともに、取組み状況の的確な把握と情報開示による交渉結果の社会的波及を目指すとして、①賃金カーブ維持分の労使確認と『賃金カーブの確保』、②全従業員対象の企業内最低賃金の協定化、③労働時間管理の協定化、の3つを設定した。

『賃金カーブの確保』については、「各組合は、賃金カーブ維持分を算定し、産別の要求基準を踏まえた上で、賃金カーブ確保を最低限の要求としてその確保を目指し、さらに生活向上と格差是正を目指す組合は、純ベア要求の設定とその獲得に取組む」とし、賃金カーブ維持分の算定が困難な組合は5,200円の確保を目安に要求を設定するとした。なお、連合は、標準労働者賃金の到達目標を35歳勤続17年・305,000円以上、30歳勤続12年・264,000円以上、18歳初任給・159,000円以上とし、最低到達目標を35歳勤続17年・245,000円以上と示した。

また、パート労働者等の賃金改定については、時間当たり賃金を格差是正等を含め10円以上の引上げに取組むとし、産別、地方連合会は、それぞれの実態に即したパートの到達目標水準を設定しその到達運動を進めるとし、さらに、すべての組合は、パート労働者を含む全従業員対象の企業内最低賃金協定（時間額表示・到達目標840円以上、最低到達目標790円以上）の締結と改善を図るなどとした。

要求提出から妥結に至る共闘態勢の強化として、すべての組合は、秋季年末段階から労使協議の取組みを徹底することとし、JCを中心とした先行組合の回答集中時期に引き続き、賃金制度未整備組合や中小・地場組合の集中回答ゾーン（3月第4週から月末、第4週月曜～水曜に最大のヤマ場を予定）を設定し、3月内解決組合に向けた賃上げ相場の形成とその波及を図るとした。また、4月以降有効な解決促進ゾーン（4月第2週と第4週の1週間を予定）を設定するなど共闘態勢の強化を図るとした。

また、先行組合や主要組合の回答・妥結結果を効果的な相場波及に結びつけるために、産別は主要組合の平均的・標準的な賃金カーブ維持分や定期昇給相当額の公開に努めるとした。

次に、全労連は、統一要求目標で①賃金底上げ要求として、「誰でも・どこでも月額10,000円以上引き上げる。」、②日給・時間給で働く労働者の要求として、「誰でも・どこでも時間額50円以上引き上げる。」③「最低賃金を時給1,000円以上、日額7,400円以上、月額150,000円以上とする。」等とした。

一方、経営者側の考えとして日本経団連が発表した「経営労働政策委員会報告」によると、経営者側の基本姿勢として、今次労使交渉の課題は、「引き続き、企業の存続と雇用の維持を最重点に、労使で徹底した議論を行うことにある。」とし、交渉への取組みとして、①「自社の付加価値生産性に応じた総額人件費管理を徹底すること」②「賃金水準の適正化と年功型賃金からの脱却」、③「仕事や役割に応じた複線的な賃金管理への転換」を挙げている。さらに、「一律的なベースアップは論外であり、賃金制度の見直しによる属人的賃金項目の排除や定期昇給制度の廃止・縮小、さらにはベースダウンも労使の話し合いの対象となりうる。短期的な業績向上による成果配分は、賞与・一時金によって従業員に還元していくべきである。」との態度を示した。

また、これからの労使関係として、「労働組合の有無にかかわらず、企業労使が経営環境の変化や経営課

図表5-4 春季賃上げ妥結額の推移（大阪府・全国）

年	大阪府			全国		
	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)
12	5,733 (4,847)	293,481 (273,469)	1.77 (1.95)	6,499	315,347	2.06
13	5,957 (5,151)	294,607 (281,116)	1.83 (2.02)	6,328	315,359	2.01
14	5,086 (4,402)	298,908 (280,640)	1.57 (1.70)	5,265	316,399	1.66
15	4,836 (4,248)	296,628 (281,118)	1.63 (1.51)	5,233	321,308	1.63
16	4,961 (4,411)	299,300 (280,935)	1.66 (1.57)	5,348	319,788	1.67
備考	府内の企業から抽出した319～673の組合平均 ()内は単純平均			全国主要企業（資本金10億円以上・従業員規模1000人以上で労働組合がある企業）から抽出した加重平均		

資料出所：大阪府（大阪府商工労働部調）
全国（厚生労働省調）

題について広範な議論を行い、企業の存続、競争力強化の方策について、討議・検討する『春討』、『春季労使協議』の充実が望まれる。」と提案した。

(3) 妥結状況

平成16年春闘は、経営側が企業存続と雇用維持を確保する姿勢を示すなかで、労働者側がベア要求を見送り、定期昇給や一時金の維持確保に力を入れるという流れとなった。

また、従来のような大手の賃上げを中小に波及させるという春闘の転換期を迎えつつあるといえ、大手と中小の格差縮小が課題となった。

大阪府総合労働事務所が、5月17日時点で妥結している府内の640組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな446組合について集計を行った結果、妥結額は、加重平均で4,961円（賃上げ率1.66%）となり、前年を額で125円、率で0.03ポイントそれぞれ上回った。また、単純平均による妥結額は4,411円（賃上げ率1.57%）となり、前年を額で163円、賃上げ率で0.06ポイントそれぞれ上回った（図表5-4）。

加重平均による妥結額・賃上げ率ともに3年ぶりに前年を上回ったが、妥結額は2年連続5千円台を下回った。

妥結額を産業別にみると、製造業では5,220円となり前年を338円上回ったが、非製造業では4,290円となり前年を380円下回る結果となった。賃上げ率では全産業の平均賃上げ率（1.66%）を上回った産業は、「電気機械器具」（2.06%）、「サービス業」（2.01%）、「出版・印刷・同関連」（1.98%）等で、下回ったものは「運輸・通信業」（1.18%）、「精密機械器具」（1.23%）、「パルプ・紙・紙加工品」（1.37%）等となり、産業別でばらつきがみられた（図表5-5）。

また、妥結額を企業規模別にみると、「100人以上（大手組合）」の妥結額を100とした場合、「300～999人（中堅組合）」が83.7（対前年比3.8ポイント増）「300人未満（中小組合）」が75.4（対前年比4.6ポイント増）となり、大手組合と中堅・中小組合との規模間格差は縮小する結果となった（図表5-6）。

図表5-5 産業別妥結状況（加重平均）

	平成16年		平成15年		対前年同時期比較	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (ポイント)
全産業	4,961	1.66	4,836	1.63	125	0.03
製造業	5,220	1.74	4,882	1.63	338	0.11
食料品・たばこ	4,953	1.66	5,722	1.87	▲ 769	▲ 0.21
繊維、衣服	4,776	1.80	3,875	1.62	901	0.18
木材、家具・装飾品	4,108	1.54	7,998	3.03	▲ 3,890	▲ 1.49
パルプ・紙・紙加工品	3,785	1.37	4,343	1.49	▲ 558	▲ 0.12
出版・印刷・同関連	7,152	1.98	5,673	1.86	1,479	0.12
うち、新聞・出版	8,950	2.16	—	—	—	—
うち、印刷・その他	4,376	1.56	—	—	—	—
化学	6,250	1.83	5,837	1.75	413	0.08
石油・石炭製品	—	—	6,062	2.05	—	—
プラスチック製品	3,745	1.50	4,129	1.41	▲ 384	0.09
ゴム、皮革製品	x	x	3,348	0.98	—	—
窯業・土石製品	5,331	1.85	4,320	1.31	1,011	0.54
鉄鋼	4,532	1.57	4,051	1.40	481	0.17
非鉄金属	3,847	1.38	4,014	1.43	▲ 167	▲ 0.05
金属製品	4,131	1.54	3,682	1.35	449	0.19
一般機械器具	5,106	1.71	4,588	1.50	518	0.21
電気機械器具	5,590	2.06	3,966	1.37	1,624	0.69
輸送用機械器具	4,756	1.74	5,308	1.80	▲ 552	▲ 0.06
精密機械器具	3,012	1.23	4,908	1.61	▲ 1,896	▲ 0.38
その他の製造	5,972	2.15	5,947	2.15	25	0.00
非製造業	4,290	1.44	4,670	1.64	▲ 380	▲ 0.20
建設業	4,739	1.53	5,355	1.70	▲ 616	▲ 0.17
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	3,739	1.18	4,163	1.44	▲ 424	▲ 0.26
うち、私鉄・バス	4,306	1.29	—	—	—	—
うち、道路貨物輸送	x	x	—	—	—	—
うち、その他	1,973	0.76	—	—	—	—
卸売・小売業、飲食店	4,354	1.54	4,581	1.71	▲ 227	▲ 0.17
金融・保険業、不動産業	—	—	2,767	0.88	—	—
サービス業	6,037	2.01	5,455	1.85	582	0.16
うち、医療	5,259	1.86	—	—	—	—
うち、教育	x	x	—	—	—	—
うち、修理	x	x	—	—	—	—
うち、情報・調査・広告	x	x	—	—	—	—
うち、その他	7,422	2.22	—	—	—	—

資料出所：大阪府商工労働部調

注1 集計組合が1又は2の場合は、当該の個別情報を秘匿するために「X」で表示しています。また、秘匿した数字が差し引き計算により判明する場合は、更に他の箇所を「X」で表示しています。

図表 5 - 6 企業規模別妥結状況（加重平均）

企業規模	集計数		妥結額		賃上げ率		対前年同時期比較	
	平成16年 (件)	平成15年 (件)	平成16年 (円)	平成15年 (円)	平成16年 (%)	平成15年 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (ポイント)
300人未満	242	236	4,070	3,789	1.53	1.43	281	0.10
300～999人	96	96	4,519	4,277	1.62	1.54	242	0.08
1000人以上	108	88	5,401	5,355	1.70	1.71	46	▲0.01
総加重平均	446	420	4,961	4,836	1.66	1.63	125	0.03
総単純平均	446	420	4,411	4,248	1.57	1.51	163	0.06

資料出所：大阪府大阪府商工労働部調

図表 5 - 7 夏季一時金妥結額の推移（大阪府・全国）

年	区分	大阪府			全国		
		妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
12		568,145 (693,845)	0.7 (▲1.2)	2.01 (2.28)	472,625	▲1.3	1.89
13		578,479 (717,552)	1.8 (3.4)	2.05 (2.31)	471,360	▲1.0	1.87
14		526,203 (647,654)	▲9.3 (▲11.3)	1.87 (2.11)	436,952	▲8.7	1.73
15		533,621 (667,546)	1.4 (3.1)	1.87 (2.12)	432,149	▲1.7	1.72
16		567,709 (679,053)	6.4 (1.7)	1.98 (2.19)	451,090	3.0	1.79

資料出所：大阪府（大阪府商工労働部調） 全国（厚生労働省調）

(注) 大阪府の（ ）内数字は加重平均

全国の数値は、中小・中堅企業（企業規模1000人未満）の数値（単純平均）

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象の妥結額と前回の集計企業の妥結額を単純に比較した前年比と一致しない。

3. 夏季・年末一時金

夏季：妥結額 679,053円
 支給月数 2.19カ月 —加重平均—
 年末：妥結額 716,411円
 支給月数 2.31カ月 —加重平均—

(1) 夏季一時金

平成16年の夏季一時金闘争は、雇用情勢の厳しさが残るものの、個人消費の持ち直しや企業の業績回復を

背景とした景気の回復が続く中で、業績反映分は、賃金体系を維持した上での一時金増額で対応するという春闘の流れを受けて展開された。

各産別の統一要求方針における要求月数は、ほぼ「2.0～3.0カ月」の間に集中し、それぞれの要求提出日は、概ね5月下旬から6月上旬にかけて設定され、6月中の決着をめざし交渉が展開された。

大阪府総合労働事務所が、6月20日時点で妥結している府内の650組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな461組合について集計を行っ

図表5-8 年末一時金妥結額の推移（大阪府・全国）

年	区分	大阪府			全国		
		妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
12		600,103 (739,397)	1.1 (2.7)	2.13 (2.41)	507,820	▲0.6	2.03
13		591,004 (718,376)	▲1.5 (▲2.8)	2.11 (2.40)	486,680	▲5.4	1.94
14		567,143 (677,490)	▲4.0 (▲5.6)	1.98 (2.19)	433,751	▲5.7	1.76
15		576,179 (707,967)	1.6 (4.5)	2.00 (2.25)	461,381	▲1.0	1.84
16		607,471 (716,411)	5.4 (1.2)	2.11 (2.31)	481,498	2.5	1.91

資料出所：大阪府（大阪府商工労働部調） 全国（厚生労働省調）

（注）大阪府の（ ）内数字は加重平均

全国の数値は、中小・中堅企業（企業規模1000人未満）の数値（単純平均）

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象の妥結額と前回の集計企業の妥結額を単純に比較した前年比と一致しない。

た結果、妥結額は加重平均で67万9,053円（2.19カ月）となり、前年を額で1万1,507円、支給月数で0.07カ月上回った。また、単純平均では、56万7,709円（1.98カ月）となり、前年を額で34,088円上回り、支給月数で0.11カ月上回った。（図表5-7）。

加重平均による集計結果では、額、支給月数ともに対前年比において2年連続プラスとなった。

(2) 年末一時金

平成16年の年末一時金闘争は、企業収益の増加などを受けて、設備投資が増えるなど景気が持ち直している中、展開された。

各産別の統一要求方針における要求月数は、ほぼ「2.5～3カ月」の間に集中し、それぞれの要求提出日は、概ね10月下旬から11月上旬にかけて設定され、11月中の決着をめざして交渉が展開された。

大阪府総合労働事務所が、12月9日時点で妥結している府内の665組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな457組合について集計を行った結果、妥結額は加重平均で71万6,411円（2.31カ月）となり、前年を額で8,444円、支給月数で0.06カ月上回った。なお、単純平均では、60万7,471円（2.11カ月）となり、前年を額で3万1,292円、支給月数で0.11カ月上回った（図表5-8）。

加重平均による集計結果では、額、支給月数ともに対前年比において2年連続プラスとなった。

4. 各労働団体の動き

各労働団体は、厳しい雇用情勢が続く中、「雇用を守る」を最大の課題とし、「社会保障の改革と拡充」など様々な活動を展開した。

(1) 連合大阪

①大会における運動方針

連合大阪は、2年サイクルで決定する運動方針の中間期であることから、10月22日に開催した第18回地方委員会において、平成15年10月24日に開催した第11回定期大会で決定した2004年から2005年度の運動方針の経過確認と補強方針を決定した。

基本的には、新たにビルドする方針の確立は行われず、重点運動を実現させることに力点をおいた補強方針が決定された。

なお、社会保障制度、ワークルール確立等の取組みについて府域労働者の期待が高まっていること、労働組合・労働運動の進化が問われている状況にあることを連合大阪全体の認識として取組みを行うとし、特に、政策・制度運動として「社会的セーフティネットの構

策」を掲げ、「年金制度をはじめ、介護保険、医療保険等の社会保障全体の抜本的な改革に向けた取組みを強化する。」としている。

また、「雇用・労働施策」として、①2005年春季生活闘争の推進、②雇用創出・確保の取組み、③ワークルール確立の取組みを掲げている。

②主な活動内容

政策制度運動に関しては、大阪府をはじめ府内各市町村に対して、平成17年度予算編成に関する要請を行った。また、「大阪雇用対策会議」の実務者会議で、平成16年度が最終年度となる「12万人緊急雇用創出プラン」の検証と同プラン実現に向けた対策強化を確認した。加えて、ワークルール確立の取組みとして、パート労働者対策の諸課題を整理した「連合大阪パート労働プロジェクトのまとめ」を発行した。

中小労働運動に関しては、中小企業労働者やパート・派遣労働者等の支援のあり方等を検討、集約した。

男女平等運動に関しては、「労働組合への女性参画促進連合大阪第三次行動計画」を策定した。

社会運動関係では、沖縄、広島、長崎、根室での平和行動に参加した。

(2) 大阪労連

① 大会における基本方針

大阪労連は、平成16年9月4日に開催した第29回定期大会において、「国民的共同で憲法改悪阻止」「組織拡大推進、守れ雇用・くらし・いのち」というスローガンのもとに、国民総決起型の運動を追求するとして、次の点を具体的な課題として掲げ、取組んだ。ア) 賃下げに歯止めをかける反転攻勢の賃金闘争、イ) 全国一律最低賃金確立等の取組み、ウ) パート賃金の大幅な引上げを、エ) 公契約運動の前進を、オ) 「指定管理者制度」を使った自治体リストラとのたたかい、カ) 若者の雇用創出と時短による雇用拡大、キ) パート均等待遇・男女平等を求める取組み、ク) 社会保障の拡充、消費税増税ストップ、ケ) 「戦争する国」への道をストップさせるための取組みなど。

② 主な活動内容

賃金底上げ運動では、「誰でも1万円以上の賃上げ」をかかげるとともに、時間給で働くすべての労働者の賃金を「時給を1,000円以上」に引上げることをめざした宣伝や申し入れを行った。

パートタイム労働者等の均等待遇実現をめざす取組みでは「均等待遇実態アンケート」を行い、実態の把握に努めた。

最低賃金闘争では、大阪労働局に対する要請や署名活動、宣伝行動に取組む一方、意見書提出運動に取組んだ。

公契約法、条例の制定をめざす運動では、10月に工事現場実態調査や自治体要請懇談キャラバンに取組んだ。

社会保障闘争では、年金改悪阻止を求めて署名活動や宣伝行動に取組んだ。

イラク派兵反対や憲法改悪反対の取組みでは、10月に沖縄—イラクー憲法9条を結びつける大阪集会を行ったほか、自衛隊のイラク派兵延長を許さず撤退を求める抗議集会やデモ行進、人文字行動を行った。

大阪府に対しては、「女性施策にかかわる要請書」、「訪問介護労働者の法定介護労働条件確保にかかわる要請書」、「緊急地域雇用創出特別基金事業の延長・改善を求める要請書」等の要求提出がなされた。

(3) 大阪全労協

① 大会における基本方針

平成16年8月1日に第15回定期大会を開催し、「反戦課題や争議支援を含めた共闘関係、行政交渉については、おおさかユニオンネットワークに一本化し、事務局の中核を大阪全労協が担っていくこと」、大阪全労協の独自課題として、「ゆうメイトの組織化」「全労協護法労組の支援」に取り組むことなどを決定した。

② 主な活動内容

小泉政権の「構造改革」反対、雇用拡大を求める要求、NTTの合理化・郵政民営化反対等の闘い、国労闘争団への支援、反戦・平和運動、私立大学の雇用保険未加入問題の追求などを行った。

5. 大阪府労働委員会の動き

調整事件、不当労働行為の救済申立てとともに減少

(1) 調整事件

①概説

平成16年に新規に係属した調整事件数は45件で、前年より14件の減少となった。

労働争議の調整機能としては「あっせん」「調停」「仲裁」の三つに分かれるが、簡易な調整制度である「あっせん」が44件、「調停」が1件となった。

また、取扱件数は、前年からの繰越件数6件と併せて51件であり、終結件数は46件で、5件が翌年に繰越しとなった(図表5-9)。